

「インドネシアの倒産法に関する調査研究」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

毛利 友 哉

近年、インドネシアへの日系企業の進出が増加しているが、同国の経済状況の変化によっては、日系企業が自己破産を申し立てたり、債権者として債務者の破産手続を申し立てたりする事例が出てくることが予想される。しかし、インドネシアの倒産法（「破産及び債務の支払猶予に関するインドネシア共和国 2004 年法律第 37 号」）について、日本語で詳しく説明した文献は見当たらない。また、倒産法分野は、「法律問題のるつぼ」ともいわれる分野であり、同分野を詳しく説明した文献は、インドネシアに対する法整備支援を検討する上でも、必要性が高いといえる。

そこで、今回の調査委託では、2003 年 9 月から 2004 年 9 月まで国際協力機構（JICA）の企画調査員（司法改革関連）としてインドネシアでの法整備支援活動に従事され、2012 年からはインドネシアの Jakarta International Law Office で外国法アドバイザーを務めておられる平石努弁護士に、インドネシア倒産法の制度と運用の実情及びその問題点と改善策等について、検討を依頼したものである。

本報告書は、前文、インドネシア倒産法の概略、インドネシア倒産法制度、インドネシア倒産法の運用、インドネシア倒産法の問題点・改善点・提言という構成を採っており、インドネシア倒産法の制度と実務を概観した上で、その問題点等を把握することが可能となっている。また、別紙として、インドネシア倒産法の目次のほか、裁判所でのヒアリング議事録（英語）が添付されており、現場の裁判官のコメントが記録されているという点でも貴重な報告であるといえる。